

利用料金のご案内（介護老人保健施設／入所）

■施設入所サービス費と体制加算（地域区分＝2級地 10.72 介護職員処遇改善加算Ⅰ 27/1000）

多床室（4人部屋・2人部屋）概算月額（30日）		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険一部負担額（1割）※1		27,316円	28,901円	30,916円	32,601円	34,351円
居住費・食費・日用品費 教養娯楽費・室料を含む概算月額	4人部屋	111,316円	112,901円	114,916円	116,601円	118,351円
	2人部屋	192,316円	193,901円	195,916円	197,601円	199,351円
個室 概算月額（30日）		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険一部負担額（1割）※1		24,905円	26,391円	28,406円	30,123円	31,808円
居住費・食費・日用品費・教養娯楽費を含む概算月額		303,605円	305,091円	307,106円	308,823円	310,508円

※介護保険一部負担額内には、施設サービス費及び下記その他の加算項目※1が含まれております。

※施設サービス費及び各種加算項目につきましては単位を基礎に算定しており、実際の清算時には端数処理により

若干の金額の違いが生じますのでご了承願います。

※居住費及び食費において、国が定める負担限度額段階別の利用者自己負担額については別紙資料をご覧ください。

■その他の加算項目（介護保険一部負担額）（1割負担）

項目	日額（約）	内容
栄養マネジメント加算※1	15円	管理栄養士が利用者の栄養状態や嚥下機能にあわせて栄養ケア計画を作成し、栄養管理や定期的な評価を実施する
サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）※1	20円	介護職員のうち、介護福祉士を6割以上配置
夜勤職員配置加算※1	26円	利用者の数が20ごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置
口腔衛生管理体制加算※1	33円（月）	歯科医師（歯科衛生士）が介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言・指導を行っている場合
初期加算	33円	入所日から30日以内の期間（過去3ヶ月間、当施設に入所していない場合）（ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの該当者は、過去1ヶ月間）
外泊時費用	399円	外泊を認めた場合、1ヶ月に6日を限度に算定（初日と最終日は外泊扱いにはなりません）
地域連携診療計画情報提供加算	330円	大腿骨頭部骨折または、脳卒中の疾患について、地域連携診療計画管理料及び地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）を算定して退院した者に対する診療計画に基づき治療等を行い、計画管理病院へ情報提供した場合
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	495円	入所予定前30日以内又は入所後7日以内に自宅等を訪問して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	528円	上記、（Ⅰ）に加え、生活機能の改善目標及び退所後の生活に係る支援計画を策定した場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
退所前訪問指導加算	506円	退所前に居宅を訪問し、在宅療養における指導を行った場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
退所後訪問指導加算	506円	退所後30日以内に居宅を訪問し、在宅療養における指導を行った場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
退所時指導加算	440円	利用者及びその家族等に対し、退所後の療養指導を行った場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
退所時情報提供加算	551円	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
退所前連携加算	551円	退所前に、居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携して、退所後の在宅サービスに関する調整を行った場合（入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる方に1回限度）
老人訪問看護指示加算	330円	退所後に訪問看護サービスの利用が必要な方の訪問看護指示書を、施設の医師が交付した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	30円	・算定月の前6ヶ月間における退所者総数のうち、入所期間が1ヶ月を超えて在宅に退所した割合が30%超え ・退所後、在宅における生活が1ヶ月以上（要介護4・5の方は14日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること ・30.4を入所者の平均在所日数で除して得た数が5%以上の場合
ターミナルケア加算	176円 903円 1,817円	死亡日以前4日以上30日以下 死亡日以前2日または3日 死亡日 施設において看取りのケアを行った場合
若年性認知症入所者受入加算	132円	若年性認知症利用者（65才未満）に対し、個別の担当者を定め入所サービスを行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	認知症の入所者が50%以上入所し、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を一定以上配置し、チームとして認知症ケアを実施した場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	上記、加算（Ⅰ）に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施した場合

項目	日額(約)	内容
認知症行動・心理症状緊急対応加算	220円	認知症日常生活自立度がⅢ以上で認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、緊急に入所した場合(利用開始から7日を限度)
認知症情報提供加算	385円	認知症の疑いのある利用者を認知症疾患医療センター等に情報提供(紹介)を行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算	264円	入所日から3月以内の期間に週3日以上集中的に行うリハビリテーション(過去3月間、介護老人保健施設に入所したことがない場合) 入所中に4週間以上入院し、再入所した場合は算定可 入所中に4週間未満入院し、定められた状態の方は算定可
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	264円	認知症であり、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合、入所日から3ヶ月以内の期間に集中的に行うリハビリテーション(週3日が限度・過去3ヶ月に、当加算を算定していない場合)
療養食加算	20円	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
経口移行加算	31円	経管栄養の方に、他職種による経口移行計画を作成し、栄養士による栄養管理及び看護職員による支援を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	440円(月)	摂食機能障害や誤嚥がある方を対象に、他職種の者が共同して食事の観察及び会議等を行い入所者ごとの経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	110円(月)	上記(Ⅰ)算定者であり、食事の観察及び会議等に医師・協力歯科医療機関の医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合、上記(Ⅰ)に加えて算定
口腔衛生管理加算	121円(月)	歯科衛生士による口腔ケアを月4回以上行った場合(訪問歯科衛生指導料が算定されていない場合)
緊急時治療管理	563円	入所中に、緊急時の治療管理を行った場合(月3日限度)
特定治療		やむを得ない事情により施設で行う医療行為には、診療報酬に準じて算定
所定疾患施設療養費	336円	肺炎・尿路感染症・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合)により治療を必要とする場合(月7日限度)

■その他の項目(実費分)

項目	料金(1日もしくは、1回あたり)	内容
居住費	1,640円(個室)	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている居住費の負担額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります なお、外泊時にも居住費をいただきます (多床室をご利用の方は、4月より320円と記載されている上限が 370円 へと変わります)
	550円(多床室)	
食費	1,800円	介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている食費の負担額が1日にお支払いいただく食費の上限となります
日用品費	200円	石鹸、シャンプー、ペーパータオル、タオル、オシボリ等の費用で施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
教養娯楽費	250円	レクリエーション活動(折り紙、習字、園芸、貼り絵、絵画、カラオケ等)の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
特別な室料	特別室 8,000円(税別) 個室 5,000円(税別) 2人部屋 2,500円(税別)	利用者が選定する特別な居室として、ご利用を希望される場合にお支払いいただきます なお、外泊時にも室料をいただきます
理美容代	600円～6,000円	ご希望により施設内で出張により理美容を受けられた場合
テレビ視聴料金	150円(税込)	ご利用者の希望によるテレビの視聴料金 (当施設からテレビを貸し出して、療養室内で視聴される場合)
	250円(税別)	
電気代	100円(税別)	ご希望により持ち込まれた電気製品の使用料となります
私物洗濯サービス	1,429円～4,762円(税別)	施設出入り業者との直接契約となります。ご利用期間により料金が異なります
文書料	1,000円～5,000円(税別)	一般診断書、特殊診断書、各種証明書等